

令和3年6月21日

各幼稚園長
各小・中・高等学校長
広島中等教育学校長
広島特別支援学校長
様

学校教育部長
（教職員課
健康教育課
指導第一課
指導第二課
特別支援教育課）

緊急事態宣言の解除に伴う「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の徹底について（通知）

令和3年6月17日、緊急事態宣言は6月20日をもって解除されることが決定されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る第39回広島県対策本部員会議において、6月21日以降は、感染状況を踏まえて、対策期間を7月11日（日）までとすること等が決定されました。

行動制限等は段階的に緩和されていくこととなりますが、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～2021.4.28 Ver.6（文部科学省）」（以下、マニュアルという。）の「レベル2」の行動基準及び別紙1に基づき、引き続き、感染拡大防止対策を徹底してください。

併せて、別紙2により教職員に対して、公務外の行動も含め、改めて指導を徹底してください。

【担当】 教職員課：江口主査
（庶務係）松浦主事
（504-2511）
健康教育課：川本主任指導主事
（保健・安全係）山根指導主事
（504-2491）
指導第一課：三本松主任指導主事
（504-2486）
指導第二課：向井指導主事
（504-2487）
佐々木指導主事
（504-2704）
特別支援教育課：中岡指導主事
（504-2494）